

IV 推進方策

1. 都道府県協議会と2次医療圏協議会の運営

都道府県協議会と2次医療圏協議会とは、目的や機能が異なっており、情報共有すること等により、関係者及び参加者の目的意識を共有することが必要である。

(1) 協議会の戦略的運営

協議会を円滑に進めるため、事務局が連携事業の成功事例を協議会の初期段階に提示することにより、構成員の具体的な連携事業に関する理解が深まるだけでなく、協議会の方向性を理解することができる。

協議会の運営を行う際には、まず、連携していくためにどういう役割がそれぞれの構成団体が担えるのかについて検討を行い、それに応じて連携事業を企画することが大切である。

(2) 構成メンバーの連携強化

協議会の議題や資料を準備するワーキンググループの中で協議会メンバー同士の連携を図ることが重要である。協議会への関係者の積極的な参加は、連携事業の企画・立案・評価に必要であり、協議会の運営の中で関係者間の連携事業に対する認識の温度差を解消することが必要である。温度差の解消方法としては、参加者にとって連携事業によるメリットを示すことが挙げられる。

例えば、2次医療圏の代表者等が2次医療圏における具体的な連携事業を提示する等により、関係者それぞれの立場での連携のメリットが具体的に示されるため、関係者の関心を高めることができると考えられる。

また、事務局は協議会の開催前後には座長やキーパーソンとの十分な打ち合わせを行い、協議会を効果的、継続的に運営する工夫も大切である。

なお、成功事例の共通項として、都道府県協議会、2次医療圏協議会ともに、事務局が地域・職域連携の重要性を認識し、積極的に且つ忍耐強く活動していることがあげられる。事務局の熱意と積極性は大きな推進力になると考えられる。

(3) 予算の確保・運用の工夫

連携事業を推進していくためには、予算を確保することが非常に重要である。協議会においては、他事業との連携活用による運用、構成団体として予算化を図る等の工夫を行い、継続的な協議会の開催や連携事業を実施することが必要である。

なお、地域保健と職域保健との協議により予算を分担したり、共通する健康課題について共同で予算を確保したり、関係機関の既存の事業の中で行う等の工夫をしている事例もあった。

具体的には、会場や講師を無償で依頼できるように調整をしたり、労働基準協会が開催する会議等の場を活用し研修会を開催したり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の事業を活用し、関係機関と都道府県保健所との共催による市民を対象とした健康フォーラムの開催等がみられた。

(4) 情報提供・広報の推進

協議会の運営に関する情報や連携事業の実施・評価等の情報は、都道府県及び2次医療圏で広報・啓発していくことが必要である。

地域の健康課題や健康増進に関する協議会における取組状況等が関係者に周知されることによって、連携事業への関係者の理解が深まり、協力体制も推進される。